

ミツバチを飼うために 必要なこと

限られた蜜源を守るために



令和 7 年 4 月

熊本県農林水産部畜産課

もくじ

<u>1. はじめに</u>	1
<u>2. ミツバチ飼育の届け出が必要か確認しよう</u>	2
<u>3. 蜜蜂飼育届の提出とは</u>	4
<u>4. 蜜蜂飼育届の記入方法</u>	5
<u>5. 蜜蜂飼育届の提出前チェック</u>	6
<u>6. 蜜蜂飼育届提出後の流れ</u>	7
<u>7. 熊本県養蜂転飼調整会議とは</u>	8
<u>8. 養蜂飼育上の留意点</u>	10
<u>9. 蜜蜂の転飼（県をまたぐ巣箱の移動）</u>	11
<u>10. 蜜蜂の病気</u>	12
<u>11. 熊本県養蜂組合について</u>	14
<u>12. 連絡先</u>	15



1. はじめに

ミツバチが集める花などの蜜の量には限りがあります。

蜜の量を少しでも増やすために、熊本県養蜂組合やその他の方々によって、蜜源となる樹木や花の種を植えていますが、それでも足りていません。

みんなが勝手にミツバチを飼ってしまうと、集める量が足らなくなり、飼うこと自体ができなくなるかもしれません。

限りある資源を大事に活用するためには、飼う場所の調整が必要です

このため、次の1年間どこでミツバチを飼うかを調整するため、毎年「蜜蜂飼育届」を提出する必要があります（法律で決められています）。

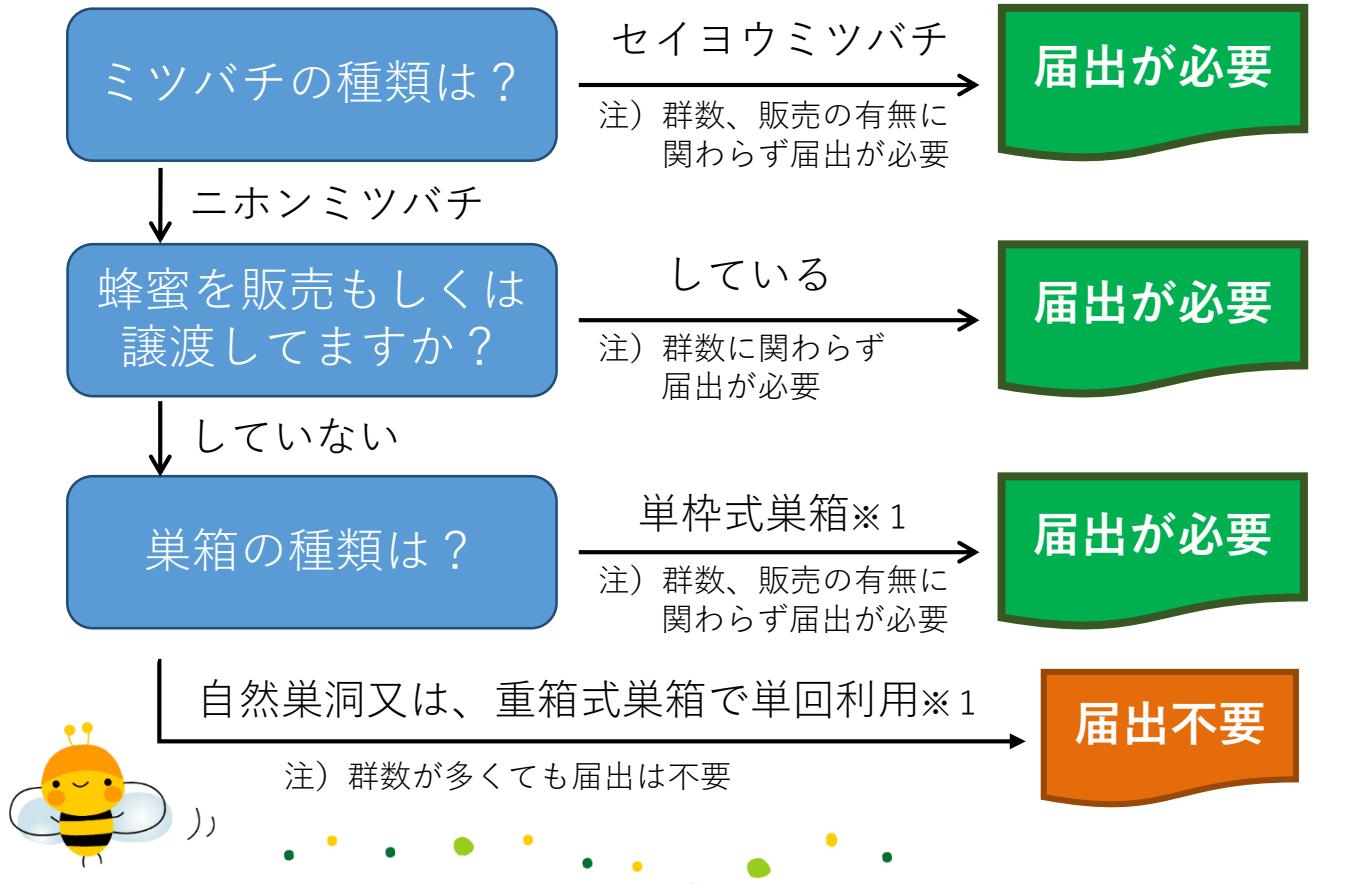
このほかにも、ミツバチを飼う上での留意点や病気への対策など注意すべき点がありますので、この手引書で確認しましょう。



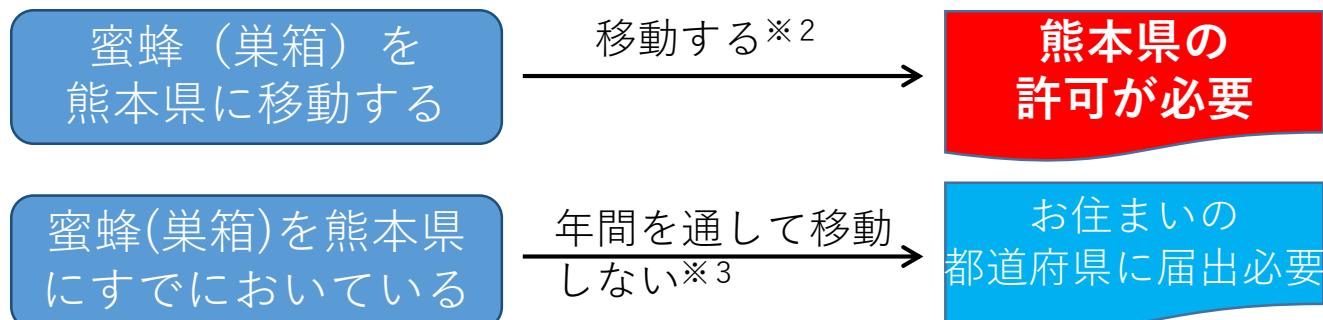


2. ミツバチ飼育の届け出が必要か確認しよう

①県内在住者が県内で飼育する場合



②県外在住者が熊本県で飼育する場合



※ 1 次のページ「飼育法の例」で確認してください。

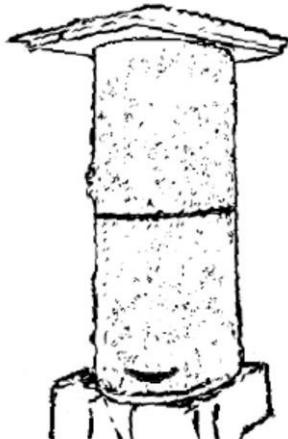
※ 2 熊本県畜産課までご連絡ください。

※ 3 お住まいの都道府県から、本県に通知されます。
(事前に熊本県内の飼育者との調整が必要です。)

飼育法の例

※蜜蜂飼育届出の要否は別紙のフロー図で確認してください

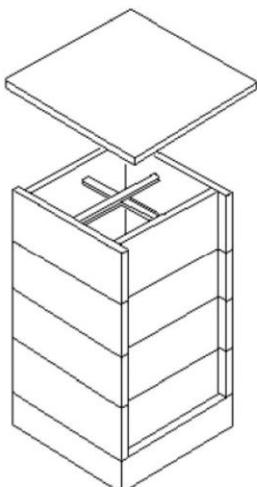
1 反復利用可能な巣脾、巣枠を利用してない飼育法の例



(1) 自然巣洞

丸太をくりぬき（又は丸太の代わりに板を箱形にしたもの、丸太以外の円筒形の素材を利用したものを含む）、中空になった内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法。

ニホンミツバチの飼育法として多く利用されている。

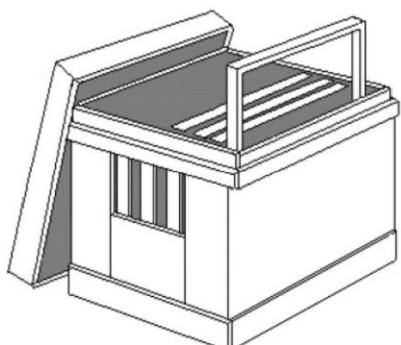


(2) 重箱式巣箱

貯蜜巣を切り離しやすくするため、巣箱を重箱のように積み重ね、中空とした内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法。

ニホンミツバチの飼育法として多く利用されている。

2 反復利用可能な巣脾、巣枠を利用してした飼育法の例



(1) 巢枠式巣箱

可動式の巣脾（蜜蜂の体内から分泌した“ミツロウ”でつくられた巣のこと。）、巣枠（巣の基礎となる巣礎を取り付け、それを基に蜜蜂に巣をつくれたもの。）を利用する方法。

セイヨウミツバチのほとんどがこの方法で飼育されている。ニホンミツバチの一部でもこの方法で飼育されていることもある。

3. 蜜蜂飼育届の提出とは

熊本県に住所があり、熊本県内で蜜蜂（セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ）を飼育する方は養蜂振興法に基づき、蜜蜂飼育届出の提出が義務付けされています。

届出	提出の時期	提出先	提出方法
蜜蜂飼育届	7月ごろ	お住いの市町村役場	紙 ※様式は県のホームページにありますのでご使用ください

次の方は届出の提出がいりません

○ 農作物等の花粉交配用にのみ蜜蜂を飼育する場合

※使用後に返却・焼却を行わず、飼養を続ける方は届出が必要です

○ 閉ざされた空間内でのみ飼育し、屋外に蜜蜂が出ない飼育をする場合

新たな場所への配置や前年までに届け出になかった場所への配置、既存場所での増群及び飼育期間の延長については、事前の調整を行うとともに、「熊本県養蜂転飼調整会議」での承認が必要です。

事前の調整にあたっては、熊本県養蜂組合の地域担当理事にご相談ください。

注 意

蜜蜂飼育届を提出しても、その内容で飼育できるとは限りません。

必ず「熊本県養蜂転飼調整会議」に出席して飼育場所の調整を行い、届出内容のとおり飼育できることの確認をしてください。

4. 蜜蜂飼育届の記入方法

別記第1号様式（第5条関係）

蜜蜂飼育届

年 月 日

熊本県知事 様

現住所

熊本市中央区水前寺6-18-1

氏名又は名称及び代表者氏名

熊本 太郎

電話番号

096-333-2401

※各項に記載する旨第2条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育を届け出ます。

計画する年を記入

記

1 **2026** 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所（字、番地まで記入）	飼育蜂群
熊本市中央区水前寺6-18-1	10 (うち日本蜜蜂 2)

2 **2026** 年蜜蜂飼育計画

住所は番地まで記入

飼育場所 (字、番地まで記入)	期 間 最大計画蜂群数	飼育期間
熊本市中央区 水前寺6-18-1	30 (うち日本蜜蜂)	1月 1日から 12月31日まで
菊池市隈府 1272-10	15 (うち日本蜜蜂 15)	5月 1日から 10月31日まで
八代市西片町1660	25 (うち日本蜜蜂)	7月 1日から 9月15日まで
天草市今釜新町	20	6月 15日から 30日まで

以下のいずれかに該当する場合は、マークを記入してください

3 個
(1)

○ 新規の場所 ⇒ **新**

(2)

○ 他飼育者から譲り受けた場所 ⇒ **譲**

(3)

○ 前年から移動した場所 ⇒ **場**

害の防止

○ ニホンミツバチを飼育する場所 ⇒ **日**

に関する

○ 前年よりも蜂群数が増加する場所 ⇒ **増**

場合を除

○ 前年よりも蜂群数が減少する場所 ⇒ **減**

○ 前年よりも飼育期間を延長する場所 ⇒ **延**

○ 前年よりも飼育期間を短縮する場所 ⇒ **短**

5. 蜜蜂飼育届の提出前チェック

蜜蜂飼育届を提出する前に、チェックシートで確認しましょう。チェックシートは、蜜蜂飼育届と一緒に提出してください。

飼育届チェックリスト

飼育届者 住所：〒

氏名：

以下の確認事項を全て確認して、チェックを入れてください

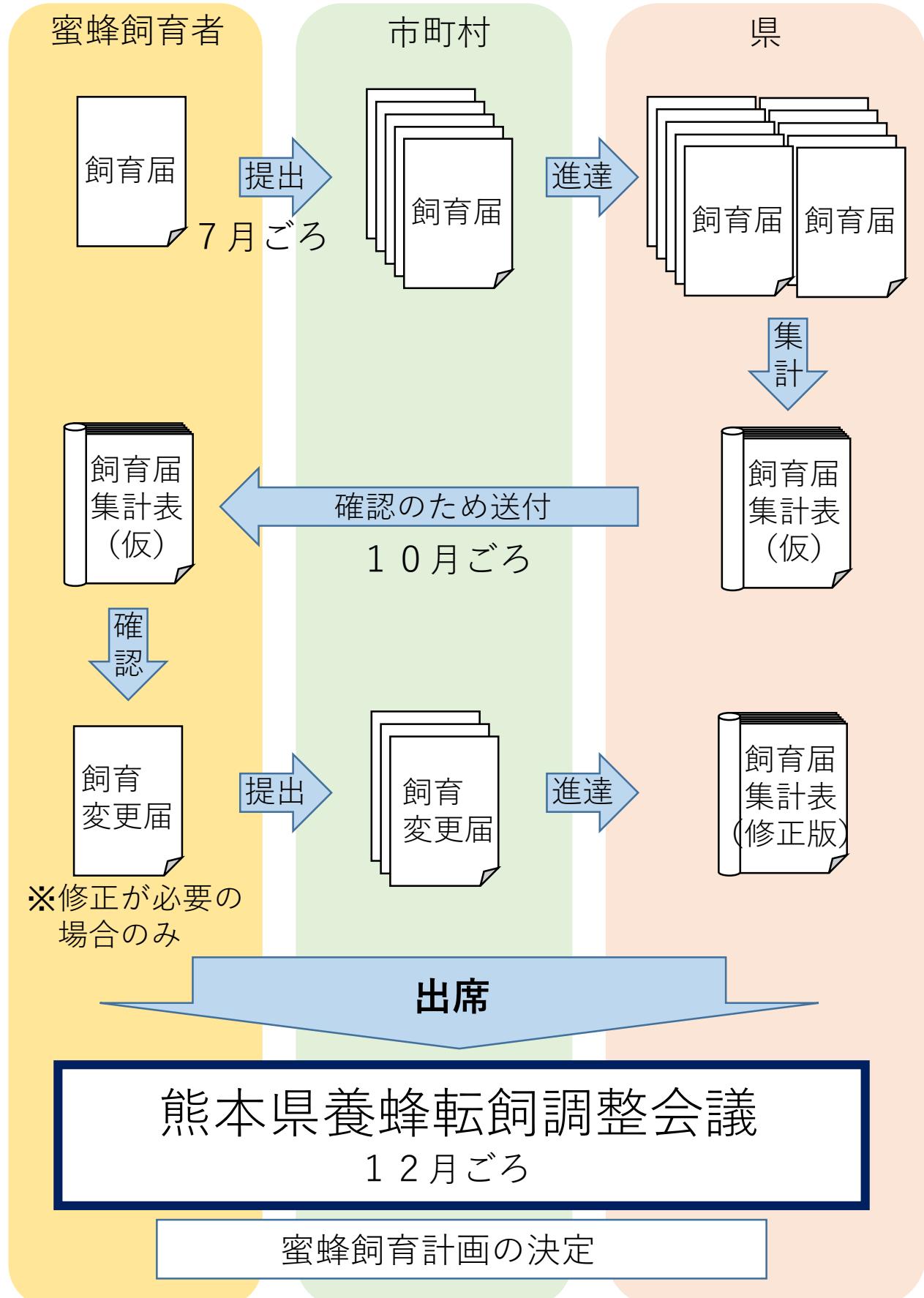
- ① 新たな場所に設置する場合、設置する場所を変更する場合の確認
- 土地所有者の了承は得ていますか。
 - (セイヨウミツバチ飼育者) 飼育場所周辺の飼育者（腐虫病発生時の移動禁止距離半径4km以内）と事前の配置調整ができますか。
- 事前の配置調整ができていない場合)
- 熊本県養蜂組合の地域担当理事に相談しましたか。
- それでも調整できなかった場合)
- 転飼調整会議前に行われる事前調整会議に地図を持参し、
参加してください。
- ② 飼育届の提出にあたっての確認事項
- 飼育届の提出は、毎年必要なことを知っている。
 - (セイヨウミツバチ飼育者) 熊本県転飼調整会議には、飼育計画内容に変更がない場合でも出席する必要があることを知っている。
 - 申し合わせ事項（裏面に記載）を確認した。
- ③ 飼育届内容の確認事項
- 新規届出分については、地番を記載していますか。
 - 飼育場所の左横には必要なマークを記載していますか。
- 例：●新規の飼育場所：(新)
●ニホンミツバチを飼育：(日)
●前年よりも蜂群数が変化した飼育場所：(増)・(減)
※ここに記載している以外にもマークが必要な対象があるので、
詳しくは記入上の留意事項を確認しましょう。
- 飼育計画について記入もれや、記載ミスはありませんか。
 - 後日確認のため、ご自身用の飼育届の写しは持っていますか。

確認ありがとうございました。飼育届に添付して提出してください

市町村・振興局等担当者 記入欄	
<input type="checkbox"/> チェック漏れはないか <input type="checkbox"/> 記入漏れはないか <input type="checkbox"/> 飼育場所へのマーク漏れはないか	<input type="checkbox"/> 市町村確認 <input type="checkbox"/> 振興局等確認

← ここには何も記入しないでください

6. 蜜蜂飼育届提出後の流れ



7. 熊本県養蜂転飼調整会議とは

○開催の目的

養蜂の振興にあたっては、限られた蜜源の有効活用や伝染病の蔓延防止を図るため、地域の特性に応じて、蜂群数、飼育場所、飼育期間を調整し、蜂群配置の適正を図る必要があります。

このため、皆様から提出いただいた飼育届の内容を全員で確認し（特に新規・変更があった場合）、最終調整を行い飼育計画を決定するために養蜂振興法に基づき熊本県が開催する会議です（12月ごろ開催）。

なお、この会議で認められなかった飼育予定場所へは蜂群を配置できないため、必ず出席するようにしてください。

○会議での進め方

① 申し合わせ事項の確認

「申し合わせ事項」とは、飼育届・飼育計画を提出する者が、蜂群配置の円滑な調整を図るため、「熊本県養蜂転飼調整会議」において申し合わせるものです。

飼育届・飼育計画を提出する際は、この申合せ事項を遵守する必要があり、その内容は会議の中で見直しをしています。

② 飼育計画について、前年からの変更箇所確認

今回提出された飼育計画のうち、新たに飼育を開始する場所、前年から飼育数が増加する場所など、変更があった場所について、蜜源が不足しないかなど話し合いが行われます。

事前の調整内容等を確認する必要があり、欠席の場合はこの確認ができず、不可として削除されることがあるため、必ず出席をお願いします。



熊本県養蜂転飼調整会議における申合せ事項

平成 17 年（2005 年）2 月 28 日制定
令和 6 年（2024 年）12 月 3 日最終改正

この申し合せ事項は、飼育届・飼育計画を提出する者が、蜂群配置の円滑な調整を図るため、養蜂振興法に基づき熊本県が開催する「熊本県養蜂転飼調整会議」において申し合わせるものです。

飼育届・飼育計画を提出する際は、この申合せ事項の遵守をお願いします。

- 1 蜂群の適正な配置を行うため、飼育届提出後は必ず転飼調整会議に出席する。**（特に新規飼育者）**
- 2 転飼調整会議当日の新規届は一切受け付けないものとする。
- 3 蜜蜂飼育届の提出によって、**蜂群配置を許可するものではない。転飼調整会議の結果を持って認められるものとする。**新規や場所の変更含め、配置に当たっては飼育場所周辺の飼育者と事前に配置調整を行うこと。また、住宅地等への配置は避け、地域住民とトラブルが出ないような蜂場を選ぶ。
- 4 新規届出分については、地番を必ず記載すること（地番の記載がないものは、飼育届を受け付けないものとする）。
- 5 蜜蜂の飼育を開始する際には、群数・飼育場所（自宅のみの飼育も含む）に関わらず、以下の（1）～（3）に特に留意し、飼育計画を添えて飼育届を提出すること。
 - （1）熟練した養蜂業者から養蜂に必要な知識・技術に関する指導を受ける。
 - （2）飼育予定地近隣の飼育者と配置調整が完了した場所にのみ蜂群を設置する。
 - （3）蜜蜂に関する疾病等については、十分な知識・情報の入手に努めるとともに、家畜保健衛生所の腐蛆病等の検査及び指導を受ける。
- 6 蜜蜂飼育届における「採蜜用蜂群」及び「花粉交配用蜂群」の区分については、原則として以下の（1）～（4）のとおりとする。
 - （1）「花粉交配用蜂群」とは、ビニールハウス等施設内で花粉交配を行う蜂群とする。
 - （2）花粉交配目的であっても、主に屋外で使用する場合には、「採蜜用蜂群」とする。
 - （3）「採蜜用蜂群」と「花粉交配用蜂群」が混在する場合には、「採蜜用蜂群」とする。
 - （4）「採蜜用蜂群」の場合は、転飼調整会議に出席する必要がある。
- 7 飼育届の内容と実際の飼育状況が著しく異なる場合は、届け出内容の修正報告を行い、再度配置調整を行う。
- 8 転飼調整会議において飼育届の内容に条件が付された場合は、集計表の備考欄に条件を記載し、変更がある場合は配置調整を行う。

8. 養蜂飼育上の留意点

蜜蜂飼育者は、蜜蜂の適切な管理に努めるように「養蜂振興法」で義務付けされています。

周辺住民とのトラブルを防止するためにも、以下の事項に十分留意して、蜜蜂の飼育管理をお願いします。



- 1 蜜蜂飼育届に記載した飼育場所、群数、飼育期間を遵守すること。
- 2 住宅地周辺で飼育する場合は、蜜蜂が人を刺すことがあること、スズメバチが寄ってくることがあることを周辺住民に周知した上、被害防止に努めること。
- 3 自己所有地以外の場所へ巣箱を設置する場合は、必ず前もって地権者から許可を得ること。
- 4 車両等への糞被害を防止するため、住宅地から離して設置すること。
- 5 蜜蜂の飼育に伴うトラブルが発生した場合は、苦情申し立て者と直接話し合い、解決に努めること。
- 6 腐そ病やバロア症（ダニ）などの病気の温床とならないよう衛生管理に努めること。
 - ・新規飼養者は、熊本県養蜂組合から衛生指導を受けること
 - ・異常を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出て指導を受けること。
- 7 花粉交配のみの利用目的の場合、使用後は放置せずに適切に返却または焼却すること。

9. 蜜蜂の転飼（県をまたぐ巣箱の移動）

県をまたぐ巣箱の移動を行う場合、巣箱を設置する県へ事前に申請し、県の許可を得る必要があります。

必ず、事前に県や養蜂組合に相談して、必要な手続きを行ってください。



県外から熊本県へ転飼する場合

○手続きについて

次年分の転飼計画書を8月ごろまでに提出し、熊本県蜜蜂転飼調整会議で承認された内容についてのみ、申請を受け付けます（申請スケジュールは別途お知らせします）。

○転飼許可申請に係る手数料

1場所につき、150円に蜂群数を乗じた金額
(2,300円を超える場合は、2,300円)

○許可後の転飼する際

移動直前の飼育地の都道府県が発行した「腐そ病検査済証」を巣箱に貼付けするとともに、熊本県が発行する「蜜蜂転飼許可証」を巣箱に貼付けしてから設置してください。

○無許可転飼への対応

熊本県では地域の蜜源等を勘案し、飼育者間の合意のもとに配置調整を行っており、無許可転飼は地域の取り組みを踏みにじる悪質な行為です。

無許可の転飼や転飼許可内容と著しく異なる場合等、その行為が悪質と県が判断した場合は注意勧告を行い、状況が改善されない場合は、養蜂振興法に基づき罰金に処すことあります。

また、無許可転飼者の住所のある都道府県へ通報します。

10. 蜜蜂の病気

ミツバチには家畜伝染病予防法により定められている伝染病が存在します。

家畜伝染病（法定伝染病）と届出伝染病に大別され、家畜伝染病（法定伝染病）として、腐蛆病の一種が定められており、届出伝染病として、チョーク病、バロア病、ノゼマ病、アカリンドニ症が指定されています。

これらの病気が発症した場合には、最寄りの家畜保健衛生所まで報告する必要があります。

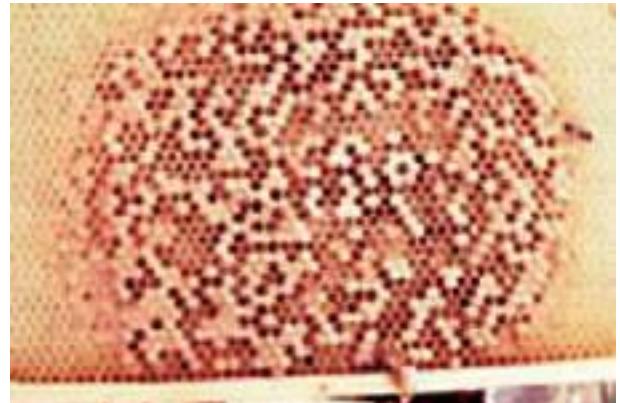
蜜蜂用医薬品を使用する場合は、休薬期間等の使用基準を守って、正しく使用しましょう。

法定伝染病

◆ 腐蛆病（ふそびょう）

腐蛆病は、アメリカ腐蛆病とヨーロッパ腐蛆病の2種あります。アメリカ腐蛆病は、ミツバチが感染する病気の中で最も重い病気です。ヨーロッパ腐蛆病には芽胞がなく写真のような粘着性がありません。

腐蛆病の発症は、養蜂場全体に壊滅的な被害を与えるので、予防と早期の発見が大切です。感染蜂児の特徴を知り、対策に努めましょう。



ヨーロッパ腐蛆病によって死亡した蜂児

アメリカ腐蛆病によって死亡した蜂児

届出伝染病

◆ チョーク（ハチノスカビ）病

この病気は、真菌（カビ）の1種によって起きる病気で、白く固まつたミイラ状態で蜂児が死亡することからチョーク病と呼ばれています。



チョーク病によって死亡した蜂児



巣箱底部に堆積した死亡蜂児

◆ ノゼマ病

この病気は、原生動物の微胞子虫（原虫）の一種であるノゼマ原虫が、成虫の消化管に内部寄生して、胞子が発芽・増殖することで発症します。



寄生を受けた働き蜂には下痢のような症状が現れるため、写真のように巣箱が汚れることが多い

◆ バロア（ミツバチヘギイタダニ）病

ミツバチヘギイタダニは赤色で卵型をした1～2mm程度のダニでミツバチに寄生します。

春先から蜂児数の増加とともに徐々に寄生率が高くなり、そのまま放置しておくと夏頃には弱小群になってしまうため、ミツバチヘギイタダニの駆除対策は必ず行いましょう。



寄生されているハチ



寄生により体が小さく羽が縮れたハチ

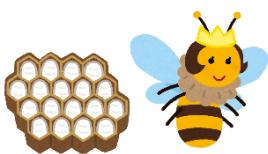


寄生され死亡した蜂児

11. 熊本県養蜂組合について

熊本県養蜂組合は、技術向上のための研修会の開催や蜜源となる植物の植樹、熊本県を主産地とするトマトやスイカなどの受粉に使用するミツバチの供給など、養蜂業界全体の活性化はもちろんのこと、熊本県園芸農産物の下支えをしている組織です。

新たに養蜂を始める方をはじめ、養蜂に関する知識や技術を学びたい方は、熊本県養蜂組合にご相談ください。



熊本県養蜂組合



役職	氏名	
組合長	西岡 千年	
副組合長	笹岡 英起	桃山 寛康
熊本市地域担当理事	改原 明敬	牛嶋 徹也
芦北地域担当理事	笹岡 英起	
球磨地域担当理事	藤本 優	
八代地域担当理事	笹岡 英起	福田 道弘
宇城地域担当理事	福永 貴充	
阿蘇地域担当理事	福永 貴充	
玉名地域担当理事	大久保 一俊	西川 真一
上益城地域担当理事	前田 孝昭	山川 長廣
天草地域担当理事	民本 友和	
菊池・鹿本地域担当理事	桃山 寛康	

各地域担当理事への連絡先については、次ページで

12. 連絡先



○ 各種手続き関係、組合の連絡先等の問い合わせ先

所 属 名	住 所	電 話
県庁 農林水産部 畜産課	中央区水前寺6-18-1	096-333-2401
県央広域本部 農業普及・振興課	中央区水前寺6-18-1	096-333-2776
宇城地域振興局 農業普及・振興課	宇城市松橋久具400-1	0964-32-0351
上益城地域振興局 農業普及・振興課	御船町辺田見396-1	096-282-2017
県北広域本部 農業普及・振興課	菊池市隈府1272-10	0968-25-4273
玉名地域振興局 農業普及・振興課	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2136
鹿本地域振興局 農業普及・振興課	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-2120
阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-5212
県南広域本部 農業普及・振興課	八代市西片町1660	0965-33-3479
芦北地域振興局 農業普及・振興課	芦北町芦北2670	0966-82-2071
球磨地域振興局 農業普及・振興課	人吉市西間下町86-1	0966-24-4129
天草広域本部 農業普及・振興課	天草市今釜新町3530	0969-22-4264

○ 病気や家畜衛生対策関係の問い合わせ先

所 属 名	住 所	電 話	対象地域
中央家畜保健衛生所	南区城南町沈目1666-1	0964-28-6021	熊本・宇城・上益城・八代
城北家畜保健衛生所	山鹿市鹿本町御宇田198-5	0968-46-2075	菊池・玉名・鹿本
阿蘇家畜保健衛生所	阿蘇市一の宮町宮地2639-1	0967-22-0041	阿蘇
城南家畜保健衛生所	人吉市蟹作町1267-1	0966-22-3814	芦北・球磨
天草家畜保健衛生所	天草市本渡町本戸馬場1706-3	0969-22-3668	天草